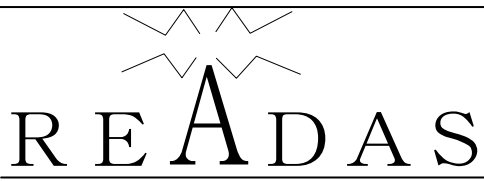


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5117 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 28日 金曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 接待飲食費を分担したとき

Q：接待を共同して行い、飲食費を分担した場合の5千円基準は、どのような取扱いになりますか？

A：分担又は負担した金額で5千円以下かどうかを判定します。

【解説】

50%損金算入の対象となる接待飲食費は、次の飲食費のうち帳簿書類に一定の事項が記載されたもの（社内飲食費は除く）とされています。

- ①得意先等を接待した飲食費
- ②テーブルチャージ料等
- ③飲食等のために支払う会場費
- ④得意先等に差し入れた弁当代
- ⑤飲食したお店でのお土産代

ところで、2以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担したという場合ですが、この場合には、その飲食等の費用の総額を参加人数で除して求めた金額が、1人当たり5,000円以下であれば、その共同接待した会社が分担した金額は、50%損金算入の対象とすることができることになります。

また、共同開催の懇親会のように自己負担分の飲食費相当額を支出するというもの場合は、互いに接待し合っているとも考えられることから、こうした費用については、1人当たり5,000円以下であれば50%損金算入の対象とすることができます。

